

第3章 土壌の汚染

1. 概要

土壌は、水、大気とともに環境の重要な構成要素で、人をはじめとする生物の生存の基盤として、また、物質循環の要として重要な役割を担っています。しかし、土壌は、水、大気と比べその組成が複雑で有害物質に対する反応も多様であり、また、一旦汚染されるとその影響が長期にわたり持続する蓄積性の汚染となるなど、土壌の汚染の態様は水や大気とは異なる特徴を有しています。

このような環境としての土壌の役割や土壌の汚染の態様を踏まえ、環境基本法第16条第1項に基づき、土壌の汚染について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、平成3年8月の環境庁告示第46号により土壌汚染に係る環境基準が告示され、平成6年2月には有機塩素化合物や農薬等に関連する15物質が追加され告示されました。

平成14年5月には「土壌汚染対策法」が公布され平成15年2月15日から施行され、有害物質を取り扱っていた工場・事業場の跡地が土壌汚染の有無が不明なまま放置されたり、また住宅、公園などに転用され不特定の人が立ち入るような土地利用になることにより、人への健康に影響が及ぼすのを防止することを目的としています。

このため、汚染の可能性の高い土地について、有害物質を取り扱う施設の廃止時などの一定の機会をとらえて土壌調査を実施し、汚染が確認された場合の除去対策などの措置や土地所有者等の責務を定めています。

表3-1 土壌汚染に係る環境基準

カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係わるものにあつては、日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く)
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては昭和49年9月環境庁告示第4号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒(ひ)素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法

銅	農用地（田に限る）において、 土壌1kgにつき125mg未満であること	昭和47年10月総理府第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1ℓにつき 0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1ℓにつき 0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2 - ジクロロエタン	検液1ℓにつき 0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1 - ジクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2に定める方法
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1 - トリクロロエタン	検液1ℓにつき 1 mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2 - トリクロロエタン	検液1ℓにつき 0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロ エチレン	検液1ℓにつき 0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3 - ジクロロプロペン	検液1ℓにつき 0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1ℓにつき 0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1ℓにつき 0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1ℓにつき 0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1ℓにつき 0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1ℓにつき 0.01mg以下であること。	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1ℓにつき 0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は規格34.1c)（注(6)第3文を除く）に定める方法（懸濁物質及びイオン交換樹脂法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1ℓにつき 1mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法

備 考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びぼう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、現状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき、0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

2. 現況と対策

地下水に起因する土壌汚染は、水溶性のトリクロロエチレン等による地下水汚染に伴い確認されることから、市では有害物質の地下浸透状況調査を行い監視するとともに地下水汚染防止対策事業の中で対応しています。

一方、重金属類などの固形物による土壌汚染は、埋立てなどに伴い搬入土砂に汚染物質が混入される事例もあることから、市では平成15年12月25日に「我孫子市埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（埋立て条例）を全部改正し、県の埋立て条例と併せ、事業者や土地所有者対し「土壌等の安全基準」に適合した土砂等を搬入するよう事業許可や規制指導を行い、土壌汚染の防止を図っています。

これまでの埋立て条例の施行状況を表3-2に示します。

表3-2 我孫子市埋立て条例の施行状況

年度	事業許可件数	完了件数	翌年度繰越件数
12年度	5	3	2
13年度	5	6	1
14年度	5	5	2
15年度	6	8	0
16年度	2	1	1
17年度	6	5	1
18年度	7	7	1
19年度	5	6	0
20年度	4	3	1
21年度	6	2	4
22年度	14	18	0
23年度	11	11	0
24年度	14	9	5